

平成30年度 福岡県県産リサイクル製品認定制度認定基準 (平成30年9月20日一部改正)

◎認定基準で示す表下欄外とは、平成30年度福岡県環境物品等調達方針一覧Ⅰにおける表下欄外のことである。

◎認定基準で示す表とは、平成30年度福岡県環境物品等調達方針一覧における判断基準別表のことである。

※016までの分類番号は、平成30年度福岡県環境物品等調達方針に対応している。

001	紙類
003	文具類
004	オフィス家具等
015	制服・作業服等
016	インテリア・寝装寝具・その他の繊維製品
101	農業資材
102	照明
103	容器・包装材
104	紡織基礎製品
105	その他文具類
106	その他繊維製品
107	日用品・家庭用品

認定品目			認定基準
分類	大項目	品目名	
001 紙類	情報用紙	1 コピー用紙	① 古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を算定式（表下欄外注）4）により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 ② バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③ 製品に総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）が記載されていること。ただし、製品にその内訳が記載出来ない場合は、ウェブサイト等で容易に確認できるようにし、参照先を明確にすること。
		2 フォーム用紙	① 古紙パルプ配合率70%以上かつ白色度70%程度以下であること。 ② バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③ 塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/㎡以下であること。
		3 インクジェットカラープリンター用塗工紙	① 古紙パルプ配合率70%以上であること。 ② バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③ 塗工量が両面で20g/㎡以下であること。ただし、片面の最大塗工量は12g/㎡とする。
	印刷用紙	4 塗工されていない印刷用紙	① 次のいずれかの基準を満たすこと。 ア 印刷用紙（カラー用紙を除く）にあっては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び白色度を表下欄外注）8の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 イ 印刷用紙（カラー用紙）にあっては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び塗工量を表下欄外注）8により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 ② バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③ 製品の総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）がウェブサイト等で容易に確認できること。 ④ 再生利用しにくい加工が施されていないこと。
		5 塗工されている印刷用紙	
	衛生用紙	6 トイレtp用紙	○ 古紙パルプ配合率100%であること。
		7 ティッシュペーパー	

認定品目			認定基準
分類	大項目	品目名	
003 文具類	文具共通判断基準		○ 金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質の場合は②、紙の場合は③の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。 ① 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の20%以上使用されていること。 ② 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること。 ③ 次の要件を満たすこと。 ア 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。 イ 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ただし、個別の調達推進品目について判断基準を定めているものについては、当該判断基準を準用する。
	筆記具	1 シャープペンシル	
		2 シャープペンシル替芯	(容器に共通判断基準を適用)
		3 ボールペン	○ 文具類共通の判断の基準を満たすこと、かつ、芯が交換できること。
		4 マーキングペン	
		5 鉛筆	
		6 絵筆	○ 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通判断基準を満たすこと。
	印章・スタンプ台	7 スタンプ台	○ 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること(消耗部分を除く。)。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
		8 朱肉	
		9 印章セット	
		10 印箱	
		11 公印	
		12 ゴム印	
		13 回転ゴム印	
	図案・製図用品	14 定規	
	一般事務用品	15 トレー	
		16 消しゴム	(巻紙(スリープ)又はケースに共通判断基準を適用)
		17 ステープラー(汎用型)	○ 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること(機構部分を除く。)。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
		18 ステープラー(汎用型以外)	
		19 連射式クリップ(本体)	○ 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること(消耗部分を除く。)。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通判断基準を満たすこと。
		20 事務用修正具(テープ)	
		21 事務用修正具(液状)	(容器に共通判断基準を適用)
		22 クラフトテープ	○ テープ基材については古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
		23 粘着テープ(布粘着)	○ テープ基材(ラミネート層を除く。)については再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。
		24 両面粘着紙テープ	○ テープ基材については古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
		25 製本テープ	(テープ基材に共通判断基準を適用)

認定品目			認定基準
分類	大項目	品目名	
003 文具類	一般事務用品	26 ブックスタンド	○ 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通判断基準を満たすこと。
		27 ペンスタンド	
		28 クリップケース	
		29 はさみ	
		30 マグネット(玉)	
		31 マグネット(バー)	
		32 テープカッター	
		33 パンチ(手動)	
		34 モルトケース(紙めくり用スポンジケース)	
		35 紙めくりクリーム	(容器に共通判断基準を適用)
		36 鉛筆削(手動)	
		37 OAクリーナー(ウェットタイプ)	(容器に共通判断基準を適用) ○ 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通判断基準を満たすこと。
		38 OAクリーナー(液タイプ)	(容器に共通判断基準を適用)
		39 レターケース	
		40 メディアケース	○ 次の要件を満たすこと。 ア 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通判断基準を満たすこと。
		41 マウスパッド	
		42 カッターナイフ	
		43 カuttingマット	
		44 デスクマット	
		45 OHPフィルム	○ 次のいずれかの要件を満たすこと。 ア 再生プラスチックがプラスチック重量の30%以上使用されていること。 イ インクジェット用のものにあっては、上記アの要件を満たすこと。
		46 つづりひも	○ 次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料が古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ② 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。 ③ 上記①又は②以外の場合にあっては、文具類共通判断基準を満たすこと。
		47 付箋フィルム	
		48 黒板拭き	
		49 ホワイトボード用イレーザ	
	絵画用品等	50 絵の具	(容器に共通判断基準を適用)
	事務用のり	51 墨汁	
		52 のり(液状) (補充用を含む。)	(容器に共通判断基準を適用)
		53 のり(澱粉のり) (補充用を含む。)	
		54 のり(固形) (補充用を含む。)	(容器に共通判断基準を適用)
	ファイル・バインダー類	55 のり(テープ)	
		56 ファイル	○ 金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、次のいずれかを満たすこと。 ① 文具類共通判断基準を満たすこと。 ② クリアホルダーにあっては、上記①の要件を満たすこと。
		57 バインダー	○ 金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、文具類共通判断基準を満たすこと。
		58 ファイリング用品	
		59 アルバム (台紙を含む。)	
		60 カードケース	
		61 クリヤーブック	
		62 名刺ホルダー	
		63 用箋挟	
		64 ペーパーバッグ	

認定品目			認定基準
分類	大項目	品目名	
003 文具類	紙製品	65 事務用封筒(紙製)	○ 古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
		66 窓付き封筒(紙製)	① 古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。〔窓部分に紙を使用している場合は、古紙パルプ配合率の判断の基準を窓部分には適用しない。〕 ② 窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、窓フィルムについては再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。
		67 けい紙	① 古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
		68 ノート	② 塗工されているものについては塗工量が両面で30g/m2以下であること又は塗工されている印刷用紙に係る判断の基準を満たすこと。 ③ 塗工されていないものにあつては、白色度が70%程度以下であること。
		69 パンチラベル	
		70 タックラベル	○ 主要材料が紙の場合にあつては、紙の原料が古紙パルプ配合率70%以上であること(粘着部分を除く。)。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあつては、文具類共通判断基準を満たすこと。
		71 インデックス	
		72 付箋紙	
	その他	73 ダストブロー	○ フロン類が使用されていないこと。ただし、可燃性の高い物質が使用されている場合にあっては、製品に、その取扱いについての適切な記載がなされていること。
		74 OAフィルター (枠あり)	○ 次のいずれかの要件を満たすこと。 ア 文具類共通判断基準を満たすこと。 イ 枠部は再生プラスチックが枠部全体重量の50%以上使用されていること。
		75 丸刃式紙裁断機	
		76 額縁	
		77 ごみ箱	○ 主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあつては、文具類共通判断基準を満たすこと。
		78 リサイクルボックス	
		79 缶・ボトルつぶし機(手動)	
		80 名札(机上用)	
		81 名札(衣服取付型・首下げ型)	
		82 鍵かけ(フックを含む。)	
		83 チョーク	○ 再生材料が10%以上使用されていること。
		84 グラウンド用白線	○ 再生材料が70%以上使用されていること。
		85 梱包用バンド	① 主要材料が紙の場合にあつては、古紙パルプ配合率100%であること。 ② 主要材料がプラスチックの場合にあつては、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックがプラスチック重量の25%以上使用されていること。ただし、廃ペットボトルのリサイクル製品は除く。

認定品目			認定基準
分類	大項目	品目名	
004 オフィス家具等	オフィス家具等共通判断基準		○ 大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器にあっては①及び⑤の要件を、それ以外の場合にあっては、金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は②及び⑤、木質の場合は③及び⑤、紙の場合は④及び⑤の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は③ア、イ及びウ、紙が含まれる場合は④イの要件をそれぞれ満たすこと。 ① 表1に示された区分の製品にあっては、次のア、イ及びウを、それ以外の場合にあってはイ及びウの要件を満たすこと。 ア 区分ごとの基準を上回らないこと。 イ 単一素材分解可能率が90%以上であること。 ウ 表2の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。 ② 再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。 ③ 次のエの要件を満たすとともに、使用している原料に応じ、ア、イ及びウの要件を満たすこと。 ア 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること。 イ 間伐材は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ウ 上記ア以外の場合にあっては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 エ 材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m³・h 以下又はこれと同等のものであること。 ④ 次の要件を満たすこと。 ア 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。 イ 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ウ 上記イについては、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプのうち、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ⑤ 保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以上とすること。
		1 いす	
		2 机	
		3 棚	
		4 収納用什器(棚以外)	
		5 ローパーティション	
		6 コートハンガー	
		7 傘立て	
		8 掲示板	
		9 黒板	
		10 ホワイトボード	
015 制服・作業服等	1 制服		○ 使用される繊維にポリエステル繊維を使用した製品であって、次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、裏生地を除く繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、裏生地を除く繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、裏生地を除くポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ② 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくは再生利用のためのシステムがあること。 ③ 再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。
	2 作業服		
	3 帽子		○ 使用される繊維にポリエステル繊維を使用した製品であって、次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ② 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくは再生利用のためのシステムがあること。 ③ 再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。
	4 靴		

認定品目			認定基準
分類	大項目	品目名	
016 インテリア・寝装 寝具・その他の 繊維製品	カーテン等	1 カーテン	○ 使用される繊維にポリエステル繊維を使用した製品であって、次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ② 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくは再生利用のためのシステムがあること。 ③ 再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。
		2 布製ブラインド	
	カーペット	4 タフテッドカーペット	○ 未利用繊維、故繊維から得られる繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用されていること。
		5 タイルカーペット	
		6 織じゅうたん	○ 未利用繊維、故繊維から得られる繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用されていること。
		7 ニードルパンチカーペッ	
	毛布等	8 毛布	○ 使用される繊維にポリエステル繊維を使用した製品であって、次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ② 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくは再生利用のためのシステムがあること。 ③ 再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。
		9 ふとん	
	ベッド	10 ベッドフレーム	○ 金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質の場合は②、紙の場合は③の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれている場合は②ア、イ及びウ、紙が含まれている場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。 ① 再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。 ② 次のエの要件を満たすとともに、使用している原料に応じ、ア、イ及びウの要件を満たすこと。 ア 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること。 イ 間伐材は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ウ 上記ア以外の場合にあっては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適正になされたものであること。 エ 材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m ³ h 以下又はこれと同等のものであること。 ③ 次の要件を満たすこと。 ア 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。 イ 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ウ 上記イについては、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプのうち、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプは適用しない。
		11 マットレス	

認定品目			認定基準
分類	大項目	品目名	
016 インテリア・寝装 寝具・その他の 繊維製品	テント・シート類	12 集会用テント	○ 使用される繊維にポリエステル繊維を使用した製品であって、次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ② 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくは再生利用のためのシステムがあること。 ③ 再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。
		13 ブルーシート	○ 使用される繊維にポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレン繊維が繊維部分全体重量比50%以上使用されていること。
	防球ネット	14 防球ネット	○ 使用される繊維にポリエステル繊維、ポリエチレン繊維を使用した製品であって、次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ② 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくは再生利用のためのシステムがあること。 ③ 再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ④ 再生ポリエチレン繊維が製品全体重量比で50%以上使用されていること。
	旗・のぼり・幕類	15 旗	○ 使用される繊維にポリエステル繊維を使用した製品であって、次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ② 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくは再生利用のためのシステムがあること。 ③ 再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。
		16 のぼり	
		17 幕	
	18 モップ		○ 次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 未利用繊維、リサイクル繊維及びその他の再生材料の合計重量が繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。 ② 製品使用後に回収及び再使用のためのシステムがあること。

認定品目			認定基準
分類	大項目	品目名	
101 農業資材	園芸用品	1 プランター	○ 金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質の場合は②、紙の場合は③の要件を満たすこと。 ① 再生プラスチックがプラスチック重量の50%以上使用されていること。
		2 園芸用ポット	② 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること ③ 紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。
	普通肥料	3 複合肥料	① 肥料取締法に基づく登録や届出がされていること。 ② 再生資源である粉末消火薬剤が90%以上使用されていること。
	土壌改良資材	4 植物抽出液	○ 原料として間伐材及び低位利用木材からの抽出物(抽出工程で副次的に得られたものを含む。)を100%使用していること。
		5 木炭	○ 次の要件を満たすこと。 ①原料として間伐材及び低位利用木材を100%使用していること。 ②地力増進法に基づき表示していること。
		6 竹炭	○ 原料として竹(使用済竹製品にあっては薬剤不使用に限る)を100%使用していること。
		7 竹パウダー	○ 次の要件を満たすこと。 ①原料として、未利用竹を100%使用していること。 ②粉状であること。
102 照明	ランプ	1 蛍光ランプ (直管型: 大きさの区分 40形蛍光ランプ)	○ 次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 高周波点灯専用型(Hf)である場合は、次の基準を満たすこと。 ア ランプ効率が100lm/W以上であること。 イ 演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。 ウ 管径は25.5(±1.2)mm以下であること。 エ 水銀封入量は製品平均5mg以下であること。 オ 定格寿命は10,000時間以上であること。 カ 原材料として、再生蛍光体を20%以上使用していること。 ② ラピッドスタート形またはスタータ形である場合は、次の基準を満たすこと。 ア ランプ効率が85lm/w以上であること。 イ 演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。 ウ 管径は32.5(±1.5)mm以下であること。 エ 水銀封入量は製品平均5mg以下であること。 オ 定格寿命は10,000時間以上であること。 カ 原材料として、再生蛍光体を20%以上使用していること。
103 容器・包装材	紙製の包装材	1 包装用緩衝材	○ 古紙パルプ配合率100%であること。
		2 紙ひも	
		3 紙トレー (段ボール製品及び紙箱は除く)	○ 古紙パルプ配合率60%以上であること。
104 繊維基礎製品	1 糸		○ ポリマリーサイクル繊維が製品全体重量比で25%以上使用されていること。
	2 織物		
105 その他文具類	パネル・プレート	1 展示用パネル・プレート	○ 金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質の場合は②、紙の場合は③の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。 ① 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 ② 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること。 ③ 次の要件を満たすこと。 ア 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。 イ 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
106 その他繊維製品	スポーツ用品	1 体育マット	○ 次の要件を満たすこと。 ① 生地は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。 ② 芯材のウレタンフォームは再生品を使用していること。ただし、ウレタンフォームの発泡剤にフロン類が使用されていないこと。

認定品目			認定基準
分類	大項目	品目名	
107 日用品・家庭用品	調理・キッチン用品	1 レンジフードフィルター	○ 製品全体(繊維部分)に対してリサイクル繊維(ポリマーリサイクルPET繊維、ケミカルリサイクルPET繊維など)を50%以上使用していること。
		2 換気扇フィルター	
		3 水切りネット	○ 次の要件を満たすこと。 ① 製品全体(繊維部分)に対してリサイクル繊維(ポリマーリサイクル繊維、ケミカルリサイクル繊維)を50%以上使用していること。 ② メッシュが、1.5mm以下であること。
	衛生用品	4 消臭剤	○ 原料として間伐材及び低位利用木材からの抽出物を80%以上使用していること。
		5 洗浄剤	○ 原料として間伐材及び低位利用木材からの抽出物を10%以上使用していること。
	ガーデニング資材	6 敷砂利	① 再生資源として廃瓦(粘土瓦に限る。)を100%使用していること。 ② 粒度が40～0mmの範囲にあること。 ③ 土壌の汚染に係る環境基準(平成3年8月環境庁告示第46号)(カドミウム、六価クロム、総水銀、セレン、鉛、砒素、ふっ素、ほう素に係る項目)に適合していること。 ④ 土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)別表第4(カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物に係る項目)に適合していること。
	洗濯・清掃用品	7 エアコンフィルター	○ 製品全体(繊維部分)に対してリサイクル繊維(ポリマーリサイクルPET繊維、ケミカルリサイクルPET繊維など)を30%以上使用していること。